

# 高齢者虐待防止のための指針

真庭市地域包括支援センター

## 1. 基本的考え方

真庭市地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見に努めることとする。

## 2. 高齢者虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

### （1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### （2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

### （3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### （5）経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止検討委員会の設置

地域包括支援センターは、高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

### （1）委員会の委員長は管理者が務める。

### （2）虐待対応担当者は社会福祉士が務める。

### （3）委員は、地域包括支援センター職員で構成する。

### （4）委員会は各年度1回以上、委員長の招集により開催する。

### （5）委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合がある。

### （6）委員会の検討事項は次のとおりとする。

ア. 虐待防止検討委員会その他事務所内の組織に関すること。

- イ. 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ウ. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- エ. 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告および適切に対応できる組織体制に関すること。
- オ. 職員が虐待等を把握した場合に、真庭市への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ. 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施するものとし、真庭市が実施する研修と兼ねることができる。
- (3) 研修の実施内容及び出席者を記録し、保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに真庭市に報告するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。
- (2) 高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努める。
- (3) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認するとともに、真庭市高齢者緊急対応検討会議設置要綱(平成27年3月31日要綱第8号)に基づき、真庭市と連携して高齢者虐待対応を実施する。

#### 7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族から相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合は、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切に真庭市が設置するまにわ権利擁護ステーションを紹介する等の支援を行う。

#### 8. 虐待等に係る苦情の解決

虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。苦情相談窓

口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

#### 9. 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、執務室に備え付けるほか、ホームページにも掲載する。

#### 10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

#### 附則

この指針は、令和7年12月22日から施行する。